



# 山形県公報

平成28年10月25日（火）  
第2791号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども家庭課）…1167

### 告 示

- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…1168
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………（林業振興課）…1169
- 事業の認定……………（県土利用政策課）…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…1171
- 平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正……………（空港港湾課）…同

### 教育委員会関係

#### 規 則

○山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 同

#### 公 告

○平成29年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集……………（教育委員会）…1173

## 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第59号

#### 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「延長」を「延長等」に改め、同項第12号中「第56条第5項」を「第56条第4項」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「第33条第2項」を「第33条第2項、第7項及び第9項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

（9）法第31条第4項の規定による延長者の訓戒、里親への委託等の措置及び指定発達支援医療機関に対する委託に関すること。

第2条第2項第7号中「第56条第5項」を「第56条第4項」に改める。

第2条の2を第2条の2の2とし、第2条の次に次の1条を加える。

（児童福祉司の数）

第2条の2 法第13条第2項の規定により定める児童福祉司の数は、各児童相談所につき、第1号に掲げる数と第2号に掲げる数とを合計した数とする。

- （1）当該児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。次号ロにおいて同じ。）を40,000で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）
- （2）イに掲げる件数からロに掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

イ 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。ロにおいて同じ。）に係る相談に応じた件数

ロ 省令第5条の2の2に規定する件数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

2 法第13条第6項の規定により定める同条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、各児童相談所につき、前項の児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「徴収し、又は同条第5項の規定により支払うべき旨を命ずる措置に要する」を「徴収する」に改め、同項第1号中「又は第21条の5」を削り、同項を同条第2項とする。

別表第1の備考第1項第3号中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に、「この表及び別表第3」を「以下この表」に改め、「。別表第3において同じ」を削り、同項第8号中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に、「の規定は」を「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項の規定は」に改める。

別表第2の備考第1項第3号中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同項第8号中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に、「の規定は」を「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項の規定は」に改め、同備考第3項第3号中「以外」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者以外」に改め、同備考第4項第2号及び第3号中「120,000円」を「60,000円」に改める。

別表第3を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第12号の改正規定、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とする改正規定、同項第9号の改正規定、同号を同項第10号とする改正規定、同項第8号の次に1号を加える改正規定、同条第2項第7号の改正規定並びに附則第3項の規定（知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）別表児童相談所長の項委任事項の欄第1項第1号中の改正規定を除く。）は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年度（この規則の施行の日から平成29年3月31日までの期間に限る。）における改正後の第2条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「40,000」とあるのは、「60,000」とし、平成29年度及び平成30年度における同項の規定の適用については、同号中「40,000」とあるのは、「50,000」とする。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

別表児童相談所長の項委任事項の欄第1項第1号中「延長」を「延長等」に改め、同号ヲ中「第56条第5項」を「第56条第4項」に改め、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「第33条第2項」を「第33条第2項、第7項及び第9項」に改め、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 法第31条第4項の規定による延長者の訓戒、里親への委託等の措置及び指定発達支援医療機関に対する委託に関すること

別表総合支庁長の項委任事項の欄第4項第1号ト中「第56条第5項」を「第56条第4項」に改める。

## 告 示

### 山形県告示第888号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成28年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                 | 所 在 地     | 認 定 期 間                      |
|---------------------|-----------|------------------------------|
| 社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院 | 山形市沖町79番1 | 平成28年11月7日から<br>平成31年11月6日まで |

**山形県告示第889号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 解除予定保安林の所在場所  
西置賜郡小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 保安林解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第890号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 起業者の名称  
酒田市及び酒田地区広域行政組合
- 事業の種類  
酒田地区広域行政組合消防庁舎及び酒田市総合防災センター整備事業
- 起業地
  - 収用の部分 酒田市大町字上割及び下切添地内
  - 使用の部分 なし
- 事業の認定をした理由
  - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
酒田地区広域行政組合消防庁舎及び酒田市総合防災センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第19号に掲げる市町村が消防法（昭和23年法律第186号）によって設置する消防の用に供する施設及び土地収用法第3条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設及び土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。  
以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である酒田市及び酒田地区広域行政組合は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
現在の酒田地区市街地の消防署（本署、東分署、西分署）は、耐震性の問題や老朽化とともに、薬剤等保管庫の未整備など旧態依然とした庁舎機能の改善が課題となっている。特に、消防署（本署）庁舎は築後41年が経過し、新耐震基準を満たしていないため、地震により崩壊する危険性が高いと判断されている。また、消防署（本署）庁舎および西分署は津波浸水予測区域内にあるため移転整備の必要性があることに加え、現在の消防署の配置は、当時の市街地（人口約7万人）のカバーを重視して決定されており、市街地が東側に大きく拡大し、人口も10.5万人となる現在においては、約40年前当時の状況との違いを考慮した市街

地の消防署の再配置が必要となっている。さらに、消防署（本署）庁舎については、耐震性の不安から消防本部と通信指令課を平成21年に平田総合支所に移転、配置したが、平成23年3月の東日本大震災の発生により、災害発生時には消防本部、通信指令課、消防署（本署）が一体となって消防防災活動に当たる必要性が明らかとなった。

また、消防、警察、自衛隊等の支援部隊ベースキャンプ機能や救援物資の集配機能、災害ボランティア等のベースキャンプ機能、住民の緊急・一時的な避難所機能、災害弱者支援の拠点機能等の不足も明らかとなるなど、災害時の安全確保の面からも大きな課題を抱えている。

さらに、東日本大震災以降、住民の防災意識は徐々に高まってきてはいるものの、これからも住民に向けた防災に対する心構えの啓発の必要があり、住民の防災意識の向上を図るための防災講演会や災害図上訓練、また、炊き出し訓練や避難所生活の体験場等、子供から高齢者までが日頃から災害を身近に学習する機能等の整備が求められている。

本事業はこうした問題に対応するため、消防署（本署）の移転整備に加え消防署（本署）と消防本部とを一体的に整備することで、消防の総合拠点としての役割及び効果を一層確実かつ円滑に発揮させるとともに、平時には消防職員及び消防団による放水等の教育訓練や子供から高齢者までのあらゆる世代の市民を対象にした防災研修の拠点として機能し、また、地震等大規模災害時には広域的な救援拠点として機能する広域防災施設を併せて整備することで、酒田地区消防防災対策の拠点とし、市民の安全・安心を確保しようとするものである。

以上のように、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本事業の施行により失われる利益について

本事業は、環境影響評価法に定める対象事業ではない。また、本事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。さらに、本事業内の土地については、現場踏査による調査及び試掘調査を行い、文化財保護法による埋蔵文化財がないことを確認済みである。

よって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本事業に係る起業地の選定に当たっては、十分な用地面積の確保、幹線道路へのアクセス性、経済性等により申請案のほか周辺の2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は日本海東北自動車道や国道7号及び国道47号に最も近いこと、緊急車両や避難車両等のアクセス性に優れていることに加え、支障物件もないため経済的に最も廉価となることなどから、社会的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、現在の酒田地区広域行政組合消防署（本署）庁舎は、建設後41年が経過していることから、施設の老朽化が著しい状況である。また、新耐震基準を満たしていない上、津波浸水予想区域内にあり、さらに狭隘敷地に設置されていることから、移転改築を余儀なくされている。

また、東日本大震災の発生により、消防、警察、自衛隊等の支援部隊ベースキャンプ機能、救援物資の集配機能、災害ボランティア等のベースキャンプ機能、住民の緊急・一時的な避難所機能、災害弱者支援拠点機能等の不足が明らかとなり、災害時の安全確保が急務となっている。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じること合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所  
酒田市企画振興部政策推進課

**山形県告示第891号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画公園
  - (2) 名称 2・2・142号清住公園
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第892号**

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成28年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表荷さばき施設Fの項中

|   |            |     |        |  |       |
|---|------------|-----|--------|--|-------|
| 「 | 入船町荷さばき地   | -19 | 292    |  | を     |
|   | 入船町荷さばき地   | -19 | 292    |  |       |
| 「 | 高砂第1号荷さばき地 | -20 | 30,805 |  | に改める。 |
|   |            |     |        |  |       |

**教育委員会関係**

**規 則**

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

**山形県教育委員会規則第16号**

**山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則**

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

|       |   |         |    |  |     |    |
|-------|---|---------|----|--|-----|----|
| 別表第1中 | 同 | 山形西高等学校 | 普通 |  | 240 | を  |
| 「     | 同 | 山形西高等学校 | 普通 |  | 200 | に、 |

|   |          |     |        |    |  |  |  |
|---|----------|-----|--------|----|--|--|--|
| 同 | 山形工業高等学校 | 工 業 | 機械システム | 80 |  |  |  |
|   |          |     | 電子システム | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 情報システム | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 建築システム | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 環境システム | 40 |  |  |  |

を

|   |          |     |        |      |  |  |  |
|---|----------|-----|--------|------|--|--|--|
| 同 | 山形工業高等学校 | 工 業 | 機械システム | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 電子システム | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 情報システム | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 建築システム | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 環境システム | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 機械     | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 電子機械   | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 電気電子   | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 情報技術   | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 建築     | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 土木・化学  | 40   |  |  |  |

に、

|     |   |    |    |
|-----|---|----|----|
| 120 | を | 80 | に、 |
| 40  |   | 40 |    |
| 40  |   | 40 |    |

|   |          |     |          |      |     |      |      |
|---|----------|-----|----------|------|-----|------|------|
| 同 | 鶴岡工業高等学校 | 工 業 | 機械システム   | 募集停止 | 工 業 | 工業技術 | 夜 40 |
|   |          |     | 生産システム   | 募集停止 |     |      |      |
|   |          |     | 電気電子システム | 募集停止 |     |      |      |
|   |          |     | 情報通信システム | 募集停止 |     |      |      |
|   |          |     | 建築システム   | 募集停止 |     |      |      |
|   |          |     | 環境システム   | 募集停止 |     |      |      |
|   |          |     | 機械       | 40   |     |      |      |
|   |          |     | 電気電子     | 40   |     |      |      |
|   |          |     | 情報通信     | 40   |     |      |      |
|   |          |     | 建築       | 40   |     |      |      |
|   |          |     | 環境化学     | 40   |     |      |      |

を

|   |          |     |      |    |     |      |      |
|---|----------|-----|------|----|-----|------|------|
| 同 | 鶴岡工業高等学校 | 工 業 | 機械   | 40 | 工 業 | 工業技術 | 夜 40 |
|   |          |     | 電気電子 | 40 |     |      |      |
|   |          |     | 情報通信 | 40 |     |      |      |
|   |          |     | 建築   | 40 |     |      |      |
|   |          |     | 環境化学 | 40 |     |      |      |

に、

|   |          |     |      |    |  |  |  |
|---|----------|-----|------|----|--|--|--|
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農 業 | 生物生産 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 園芸科学 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 生物環境 | 40 |  |  |  |

を

|   |          |     |                                      |                                  |  |  |  |  |    |
|---|----------|-----|--------------------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|----|
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農 業 | 生物生産<br>園芸科学<br>生物環境<br>食料生産<br>食品科学 | 募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>40<br>40 |  |  |  |  | に、 |
|---|----------|-----|--------------------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|----|

|   |          |            |                                   |                            |  |  |  |  |   |
|---|----------|------------|-----------------------------------|----------------------------|--|--|--|--|---|
| 同 | 酒田光陵高等学校 | 普 通<br>工 業 | 機械<br>電子機械<br>エネルギー技<br>術<br>環境技術 | 80<br>40<br>40<br>40<br>40 |  |  |  |  | を |
|   |          | 商 業        | 国際経営<br>ビジネス流通<br>ビジネス会計          | 募集停止<br>40<br>40           |  |  |  |  |   |
| 同 | 遊佐高等学校   | 普 通<br>綜 合 |                                   | 募集停止<br>40                 |  |  |  |  |   |

|   |          |            |                                   |                            |  |  |  |  |     |
|---|----------|------------|-----------------------------------|----------------------------|--|--|--|--|-----|
| 同 | 酒田光陵高等学校 | 普 通<br>工 業 | 機械<br>電子機械<br>エネルギー技<br>術<br>環境技術 | 80<br>40<br>40<br>40<br>40 |  |  |  |  | に改め |
|   |          | 商 業        | ビジネス流通<br>ビジネス会計                  | 40<br>40                   |  |  |  |  |     |
| 同 | 遊佐高等学校   | 綜 合        |                                   | 40                         |  |  |  |  |     |

る。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**公 告**

平成29年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

平成28年10月25日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 廣 瀬

渉

1 山形県立高等学校全日時の課程及び定時制の課程

| 学 校 名       | 全 日 制 の 課 程 |         | 定 時 制 の 課 程 |         | 特 記 |
|-------------|-------------|---------|-------------|---------|-----|
|             | 設 置 学 科     | 入 学 定 員 | 設 置 学 科     | 入 学 定 員 |     |
| 山形県立山形東高等学校 | 普通          | 240     |             |         |     |
| 同 山形南高等学校   | 普通          | 240     |             |         |     |
|             | 理数          | 40      |             |         |     |
| 同 山形西高等学校   | 普通          | 200     |             |         |     |

|   |            |                |                                                        |                            |    |  |                        |                                            |
|---|------------|----------------|--------------------------------------------------------|----------------------------|----|--|------------------------|--------------------------------------------|
| 同 | 山形北高等学校    | 普通<br>音楽       |                                                        | 160<br>40                  |    |  |                        |                                            |
| 同 | 山形工業高等学校   | 工業             | 機 械<br>電 子 機 械<br>電 気 電 子<br>情 報 技 術<br>建 築<br>土 木・化 学 | 40<br>40<br>40<br>40<br>40 |    |  |                        |                                            |
| 同 | 山形中央高等学校   | 普通<br>体育       |                                                        | 160<br>80                  |    |  |                        |                                            |
| 同 | 霞城学園高等学校   |                |                                                        |                            | 普通 |  | 午前 40<br>午後 40<br>夜 40 |                                            |
| 同 | 上山明新館高等学校  | 普通<br>農業<br>商業 | 食 料 生 産<br>情 報 経 営                                     | 200<br>40<br>40            |    |  |                        |                                            |
| 同 | 天童高等学校     | 総合             |                                                        | 160                        |    |  |                        |                                            |
| 同 | 山辺高等学校     | 家庭<br>看護       | 食 物<br>福 祉<br>看 護                                      | 40<br>40<br>40             |    |  |                        |                                            |
| 同 | 寒河江高等学校    | 普通             |                                                        | 200                        |    |  |                        |                                            |
| 同 | 寒河江工業高等学校  | 工業             | 機 械<br>電 子 機 械<br>情 報 技 術                              | 40<br>40<br>40             |    |  |                        |                                            |
| 同 | 谷地高等学校     | 普通             |                                                        | 120                        |    |  |                        |                                            |
| 同 | 左沢高等学校     | 総合             |                                                        | 120                        |    |  |                        |                                            |
| 同 | 村山産業高等学校   | 農業<br>工業<br>商業 | 農 業 経 営<br>農 業 環 境<br>機 械<br>電 子 情 報<br>流 通 ビジネス       | 40<br>40<br>40<br>40<br>40 |    |  |                        |                                            |
| 同 | 東桜学館高等学校   | 普通             |                                                        | 200                        |    |  |                        |                                            |
| 同 | 北村山高等学校    | 総合             |                                                        | 160                        |    |  |                        |                                            |
| 同 | 新庄北高等学校    | 普通             |                                                        | 200                        | 普通 |  | 夜 40                   |                                            |
|   | 最上校        | 普通             |                                                        | 40                         |    |  |                        |                                            |
| 同 | 新庄南高等学校    | 普通<br>商業       | 総合ビジネス                                                 | 80<br>40                   |    |  |                        |                                            |
|   | 金山校        | 普通             |                                                        | 40                         |    |  |                        |                                            |
| 同 | 新庄神室産業高等学校 | 農業<br>工業       | 生 物 生 産<br>生 物 環 境<br>機 械 電 気<br>環 境 デザイン              | 40<br>40<br>40<br>40       |    |  |                        |                                            |
|   | 真室川校       | 普通             |                                                        | 40                         |    |  |                        |                                            |
| 同 | 米沢興讓館高等学校  | 普通<br>理数       |                                                        | 160<br>40                  |    |  |                        | 一般入学者選抜に<br>おいて、普通科と理<br>数科は、まとめて募<br>集する。 |
| 同 | 米沢東高等学校    | 普通             |                                                        | 160                        |    |  |                        |                                            |

|   |          |                      |                                                                          |                                        |    |      |      |                                                 |
|---|----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----|------|------|-------------------------------------------------|
| 同 | 米沢工業高等学校 | 工業                   | 機 械<br>生産デザイン<br>電気情報<br>建 築<br>環 境 工 学                                  | 40<br>40<br>40<br>40<br>40             | 工業 | 産業   | 夜 40 | 全日制の課程において、機械科と生産デザイン科、建築科と環境工学科は、それぞれまとめて募集する。 |
| 同 | 米沢商業高等学校 | 商業                   | 総合ビジネス<br>情報ビジネス                                                         | 80<br>40                               |    |      |      |                                                 |
| 同 | 置賜農業高等学校 | 農業                   | 生 物 生 産<br>園 芸 福 祉<br>食 料 環 境                                            | 40<br>40<br>40                         |    |      |      |                                                 |
| 同 | 南陽高等学校   | 普通                   |                                                                          | 200                                    |    |      |      |                                                 |
| 同 | 高島高等学校   | 総合                   |                                                                          | 120                                    |    |      |      |                                                 |
| 同 | 長井高等学校   | 普通                   |                                                                          | 200                                    |    |      |      |                                                 |
| 同 | 長井工業高等学校 | 工業                   | 機械システム<br>電子システム<br>福祉生産システム                                             | 40<br>40<br>40                         |    |      |      |                                                 |
| 同 | 荒砥高等学校   | 総合                   |                                                                          | 80                                     |    |      |      |                                                 |
| 同 | 小国高等学校   | 普通                   |                                                                          | 80                                     |    |      |      |                                                 |
| 同 | 鶴岡南高等学校  | 普通<br>理数             |                                                                          | 160<br>40                              |    |      |      | 一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。                  |
|   | 山 添 校    | 普通                   |                                                                          | 40                                     |    |      |      |                                                 |
| 同 | 鶴岡北高等学校  | 普通                   |                                                                          | 160                                    |    |      |      |                                                 |
| 同 | 鶴岡工業高等学校 | 工業                   | 機 械<br>電 気 電 子<br>情 報 通 信<br>建 築<br>環 境 化 学                              | 40<br>40<br>40<br>40<br>40             | 工業 | 工業技術 | 夜 40 |                                                 |
| 同 | 鶴岡中央高等学校 | 普通<br>総合             |                                                                          | 120<br>160                             |    |      |      |                                                 |
| 同 | 加茂水産高等学校 | 水産                   | 海 洋 技 術<br>海 洋 資 源                                                       | 40<br>40                               |    |      |      |                                                 |
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農業                   | 食 料 生 産<br>食 品 科 学                                                       | 40<br>40                               |    |      |      |                                                 |
| 同 | 庄内総合高等学校 | 総合                   |                                                                          | 120                                    |    |      |      |                                                 |
| 同 | 酒田東高等学校  | 普通                   |                                                                          | 200                                    |    |      |      |                                                 |
| 同 | 酒田西高等学校  | 普通                   |                                                                          | 200                                    | 普通 |      | 夜 40 |                                                 |
| 同 | 酒田光陵高等学校 | 普通<br>工業<br>商業<br>情報 | 機 械<br>電 子 機 械<br>エ ネ ル ギ ー 技 術<br>環 境 技 術<br>ビ ジ ネ ス 流 通<br>ビ ジ ネ ス 会 計 | 80<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 |    |      |      |                                                 |
| 同 | 遊佐高等学校   | 総合                   |                                                                          | 40                                     |    |      |      |                                                 |

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記1「平成29年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

## 2 山形県立高等学校通信制の課程

| 学 校 名        | 設置学科 | 入学定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立霞城学園高等学校 | 普 通  | 120  |
|              | 服 飾  | 40   |
| 同 鶴岡南高等学校    | 普 通  | 80   |

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記2「平成29年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

## 3 山形県立特別支援学校の高等部

| 学 校 名             | 受入れ区域                                                                                                          | 設置学科        | 入学定員       |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------|
| 山形県立山形盲学校         | 県 下 一 円                                                                                                        | 普 通<br>保健理療 | 若干名<br>若干名 |
| 同 山形聾学校           | 県 下 一 円                                                                                                        | 普 通         | 若干名        |
| 同 山形養護学校          | 県 下 一 円                                                                                                        | 普 通         | 14         |
| 同 米沢養護学校          | 米沢市、南陽市、高島町、川西町                                                                                                | 普 通         | 14         |
| 同 米沢養護学校<br>西置賜校  | 長井市、小国町、白鷹町、飯豊町                                                                                                | 普 通         | 11         |
| 同 ゆきわり養護学校        | 県 下 一 円                                                                                                        | 普 通         | 若干名        |
| 同 鶴岡養護学校          | 鶴岡市、庄内町、三川町                                                                                                    | 普 通         | 14         |
| 同 酒田特別支援学校        | 酒田市、遊佐町                                                                                                        | 普 通         | 14         |
| 同 新庄養護学校          | 新庄市、金山町、最上町、舟形町、<br>真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村                                                                           | 普 通         | 22         |
| 同 村山特別支援学校        | 山形市、上山市、天童市、山辺町、<br>中山町                                                                                        | 普 通         | 11         |
| 同 楯岡特別支援学校        | 村山市、天童市、東根市、尾花沢市、<br>大石田町                                                                                      | 普 通         | 11         |
| 同 楯岡特別支援学校<br>大江校 | 寒河江市、河北町、西川町、朝日町、<br>大江町                                                                                       | 普 通         | 11         |
| 同 上山高等養護学校        | 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、<br>村山市、長井市、天童市、東根市、<br>尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、<br>河北町、西川町、朝日町、大江町、<br>大石田町、高島町、川西町、小国町、<br>白鷹町、飯豊町 | 普 通         | 24         |
| 同 鶴岡高等養護学校        | 鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、<br>遊佐町                                                                                        | 普 通         | 16         |

(注) 1 受入れ区域について特別な事情がある場合には、校長が調整する。

(注) 2 入学者志願に係る詳細については、別記3「平成29年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項」に定めるところによる。

## 4 山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名      | 設置学科 | 入学定員 |
|------------|------|------|
| 山形県立山辺高等学校 | 看 護  | 40   |

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記4「平成29年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

## 5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

| 学 校 名     | 受入れ区域   | 設置学科         | 入学定員       |
|-----------|---------|--------------|------------|
| 山形県立山形盲学校 | 県 下 一 円 | 理 療          | 若干名        |
| 同 山形聾学校   | 県 下 一 円 | 商業技術<br>生産技術 | 若干名<br>若干名 |

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記5「平成29年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

## 別記1

## 平成29年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

## 第1 推薦入学者選抜

## 1 志願資格

推薦入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 平成29年3月に県内の中学校、これに準ずる県内の学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者
  - イ 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確かつ適切であること。
  - ロ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
  - ハ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
  - ニ 体育科については、得意運動種目を有すること。
  - ホ 音楽科については、得意領域（声楽、器楽）を有すること。

(2) 合格した場合は、入学が確約できる者

## 2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

## 3 対象学科・募集人員

別に定める。

## 4 出願に必要な書類及び提出期間

## (1) 出願に必要な書類

- イ 共通に必要な書類
  - (イ) 推薦入学願書
  - (ロ) 自己推薦書
  - (ハ) 調査書
- ロ 個別に必要な書類
  - (イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

## (2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成29年1月23日（月）から同年1月27日（金）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

## 5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要なに応じて実施される適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査、基礎学力検査等は、平成29年2月7日（火）に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査、基礎学力検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成29年2月13日（月）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、平成29年3月17日（金）に行う。

## 第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

## 1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成29年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

## 2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄南高等学校金山校及び県立小国高等学校）

## 3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

## 4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成28年1月23日（月）から同年1月27日（金）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

## 5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(1) 面接は、平成29年2月7日（火）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成29年2月13日（月）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、平成29年3月17日（金）に行う。

## 第3 一般入学者選抜

## 1 志願資格

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 平成29年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者で、平成29年度推薦入学者選抜において合格内定していない者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

## 2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

## 3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

イ 一般入学願書

ロ 調査書

(2) 個別に必要な書類

イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成29年2月20日（月）から同年2月24日（金）正午までの間に、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

## 4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

(1) 学力検査は、平成29年3月10日（金）に志願先高等学校で受検するものとする。

(2) 面接は、平成29年3月10日（金）学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願状況等に応じては、面接を翌日の平成29年3月11日（土）とすることがある。

(3) 適性検査は、平成29年3月11日（土）に志願先高等学校で行うものとする。

(4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成29年3月17日（金）に受検番号によって行う。

## 第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

## 1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、平成29年4月1日現在で20歳以上の者とする。

## 2 出願に必要な書類及び提出期間

- (1) 一般入学願書
- (2) 出身中学校の卒業証明書
- (3) 提出期間

一般入学願書及び卒業証明書は、平成29年2月20日（月）から同年2月24日（金）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

## 3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、平成29年3月10日（金）に行う。
- (2) 合格者の発表は、平成29年3月17日（金）に受検番号によって行う。

## 第5 注意事項

- 1 入学願書には、入学者選抜手数料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。
- 2 国立諸学校に合格し、入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。
- 3 この要項に定めるもののほか、細部については、平成29年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

## 別記2

## 平成29年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

## 1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成29年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成29年度入学予定者に限る。

## 2 募集区域

県下一円

## 3 出願に必要な書類及び提出期間

## (1) 入学願書

学校所定のものに入学者選抜手数料として300円の山形県収入証紙を貼り、消印しないこと。

## (2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

## (3) 提出期限

平成29年3月1日（水）から同年3月23日（木）午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

## 4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

- (1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。
- (2) 合格者の発表は、平成29年3月28日（火）までに行う。3(3)に掲げる期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

## 5 その他

- (1) 細部については、平成29年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
- (2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出する。

## 別記3

## 平成29年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

## 1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 中学校又は特別支援学校の中学部を平成29年3月卒業見込みの者

ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者

ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者

ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校及び新庄養護学校高等部就労コースにおいては、知的発達の遅滞があり、就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

## 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

## 3 入学志願及び調査書等の提出

- (1) 入学志願は1人1校とする。

- (2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

- (3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

## 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

## 5 選考方法

- (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

- (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

- (3) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

## 6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に通知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

## 7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

## 別記4

## 平成29年度山形県立山辺高等学校専攻科（看護）入学志願要項

## 1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を平成29年3月卒業見込みの者とする。

## 2 出願期間

平成29年1月23日（月）から同年1月27日（金）正午まで

## 3 提出書類

学校所定の入学願書

入学者選抜手数料は要しない。

- 4 選抜  
卒業の判定をもって行う。
- 5 合格発表  
平成29年2月17日（金）正午予定
- 6 その他  
細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

## 別記5

## 平成29年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

- 1 志願資格  
次の各号の要件を満たす者とする。
  - (1) 次のいずれかに該当する者であること。
    - イ 高等学校又は特別支援学校の高等部を平成29年3月卒業見込みの者
    - ロ 高等学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者
    - ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者
    - ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
  - (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。
- 2 入学者の募集  
入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。
- 3 入学願書及び調査書等の提出
  - (1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。  
なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。
  - (2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場  
各学校の入学者募集要項に示す。
- 5 選考方法
  - (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
  - (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
  - (3) 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校（視覚障がい又は聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表  
各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。
- 7 その他  
細部については、志願校に問い合わせること。

平成28年10月25日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成28年10月25日発行 発行人 山 形 県